

2024 年度全日本学生ヨット個人選手権大会

2024 年全日本学生シングルハンドレガッタ

プロテスト委員会から選手と監督・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し、免罪にあたらぬ場合には、抗議されたか否かに関わらず、ペナルティー(リタイアの場合もあります)を履行してください。

2. 推進方法 – 規則 42 と付則 P

World Sailing Rule42 Interpretation(規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます: JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます:

- 1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません(規則 44.2, P2.1)。
- b. 今大会中、2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません。(規則 P2.2、P2.3)
- c. プロテスト委員会艇は通常は引き波の影響をレース艇に与えないように操船します。ただし、乗艇しているジャッジが黄色旗を高く掲げているときは、規則 42 違反をした艇に近づこうとしています。引き波の影響を与えてしまうことがあるかもしれませんが、艇に早くペナルティーを伝えるためですので、ご理解下さい。

3. 調停

今大会には付則 T(調停)が適用されています。

選手が海上で自らの違反に気づかず回転ペナルティーを履行できなかった場合、レース後に監督・コーチと相談するなどして違反に気づくことができれば、審問前であればいつでも「レース後ペナルティー」を履行することができます。今大会では、「レース後ペナルティー」は 30%の得点ペナルティーです。

監督・コーチなどの当事者の関係者は、調停ミーティングを傍聴することができます。

4. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は、オンライン掲示板に掲載されます。必ず掲示を見てください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、判決を行うことがあります(規則 63.3(b))。

5. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠

審問においてビデオ映像等を再生するのに必要な機器の手配・準備は、その証拠を提供しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者とパネルメンバーが同時に見ることができる再生機器等を準備してください。

6. 審問の再開

審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の 2 つの場合に限り、審問を再開します(規則 M4)。

- 判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問でも示すことができたはずの証拠(例えば証人による証言)は、新たな証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません(ケース 115)。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

2024 年 9 月 5 日

プロテスト委員長
南原 健一